

平成30年度甲賀・湖南成年後見センターぱんじー事業計画

【総合的な方針】

I. 成年後見制度利用促進基本計画に伴う「ぱんじー」の役割の明確化

平成28年に施行された成年後見制度利用促進法に基づき、内閣府に設置された利用促進委員会の示す成年後見制度利用促進基本計画では、制度利用の促進について、市町村の役割が規定されている。そのため、両市から成年後見制度に関する事業委託を受けている「ぱんじー」に求められる役割は、今後より多くなることが予想されることから、「ぱんじー」の事業展開については十分検討する必要がある。

成年後見制度利用促進法の基本理念として規定されている「成年被後見人等が成年被後見人等でない人と等しく基本的人権を有する個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活の保障がされるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと」は、まさに設立から、成年後見制度に関する支援を中心に権利擁護支援、意思決定支援に向き合い事業展開をしてきた「ぱんじー」の事業の取り組み姿勢と相通するものがあると考えられる。今後「ぱんじー」としては、市町村が作成する成年後見制度利用促進基本計画の策定業務に協力するとともに、その計画の中で「ぱんじー」の役割について明確にしていきたい。

II. 法人後見受任事業

前年度より事業として取組をはじめたことにより、少数ではあるものの、法人として後見人等の受任を行っている。

今後については、Iに掲げる成年後見制度利用促進基本計画作成において、「ぱんじー」が求められる役割状況や、動向を踏まえつつ事業のあり方を検討していきたい。

III. 具体的な事業内容

別紙事業計画

IV. 質の高い人材確保および人材育成

I、IIに掲げる方針は共に、質の高い職員、人員の確保が必要であるが、現在、十分な人材の確保ができていないことから、今後も引き続き人材の確保および育成に、積極的に取り組んでいきたい。